

第42号議案

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、食事の提供の特例について規定を整備する必要がある。

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加
える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。